

### 募集

#### 市立保育園

**臨時職員登録者**  
対象 保育士資格をお持ちの方  
勤務日 月々金曜日と指定された土曜日  
勤務時間 午前8時30分～午後5時(ローテーション勤務のため変更もあります)  
勤務場所 各市立保育園(わかば保育園を除く)  
採用 4月以降  
応募 写真を張った履歴書に必要事項を記入し、資格証明書の写しを添付して、4月15日までに直接児童福祉課(市役所2階) 724・2138へ、なお、期間以外でも随時登録受付をしています。

### 公開しています

#### 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

傍聴を希望される方は、あらかじめ「市政情報やまびこ」(724・840)へご連絡下さい。  
日時 4月8日(月)午前10時～正午  
会場 市役所地下特別会議室  
町田市介護保険事業計画  
**審議会**  
傍聴を希望される方は、電話で

### 大地沢青少年センター 自然休暇村 利用申込方法 が変わります

4月1日から、大地沢青少年センターと自然休暇村の利用申込方法が変わります。電話で予約し、施設使用料は利用当日、現地での支払いとなります。手続き等詳細については同センター森野分庁舎受付事務所(724・2131)へお問い合わせ下さい。

### 案内

#### 夏季利用受付

7月21日～8月31日  
今回申し込みできるのは、市内在住、在勤、在学の方が半数以上のグループまたは市内在住、在勤、在学の個人です。  
なお、夏季利用期間中の利用は1グループ1回、2泊3日を限度とします。  
8月23日～25日は、夏祭り開催のため利用できません。  
申し込み 往復八ガキ(1グループ1枚)に「大地沢青少年センター」申し込みと書き、①団体20人以上(または個人(20人未満)の別利用人数と団体名(団体申込みのみ、青少年団体の場合は団体名を赤丸で囲む) ②代表者の住所・氏名・電話番号を明記し、返信用にもあて先を書いて、4月30日まで必着に大地沢青少年センター(〒194 0221、相原町530-72、722・723・3800)へ。  
抽選で決めた受付順位に従い、希望施設と利用日を予約していただきます。抽選は同センターで公開で行い、受付順位は青少年団体の他の団体、個人の順で優先し、車での来場はご遠慮下さい。日時 4月12日(金)午後6時から

#### 労働相談を行います

平成14年度の労働相談を実施します。雇用関係や賃金など、労働に関するごをお気軽にご相談下さい。  
期日 来所相談 毎週火曜日 電話相談(726・1394) 月曜日(祝日を除く) 午後9時30分～午後4時  
会場 市役所中町第一庁舎2階 会場 市役所中町第一庁舎2階 商工観光課724・2129、東京都八王子市政務所0426・45・6110

#### 固定資産課税台帳

固定資産課税台帳を(縦覧)いただくことができます。この制度は納税通知書を送付する前に納税者の方に、課税台帳の内容を確認していただくためのものです。  
対象 所有者及びその代理人(同居の家族及び納税管理人以外の方は、委任状または代理・委任届が必要です)  
縦覧期間 4月1日～22日(土・日曜日は除く)  
時間 午前8時30分～午後5時  
場所 資産課税(市役所6階) 固定資産課税係724・2121  
16、家庭係724・2118、償却資産係724・2119、管理係724・2530  
一般住宅の浄化槽補助券  
【補助券の形式が変わります】  
市では下水道の供用が開始されている地域で、一般住宅として使用している建物の浄化槽補助に係る費用の一部を年度内に回補助します(ただし、下水道の供用開始地域でも管・樹など下水接続できない場合は補助対象にならず、また平成13年度に供用を開始した地域は、平成14年度は補助対象となりません)

### 平成14年度介護保険料の納入について

介護を必要とする方が、介護サービス・訪問介護や通所介護等の居宅サービス・介護老人福祉施設等に所する施設サービスを利用した場合、かかった費用の1割は利用者の負担となりますが、残りの9割は介護給付費として保険料で公費で負担されています。この介護給付費の19・33%は第一号被保険者の方から納めていただく保険料でまかなわれています。  
介護を社会全体で支える介護保険制度の運営に欠かすことのできない保険料の納入にご理解をお願いします。

【決定通知書の送付】  
個人の保険料の決定は、平成13年度の合計所得金額及び市民税課税状況(世帯員を含む)が確定する6月になりますので、普通徴収の方への納入通知書兼決定通知の対象となります。  
【決定通知書の送付】  
なお、平成14年度から浄化槽清掃補助券の形式が変わりますのでご注意ください。  
【都知事に届け出をした浄化槽】  
4月1日に補助券を発送しました。ただし、届出をした浄化槽であっても、届出や中古物件を購入された方は名称変更が必要です。  
【都知事に届け出をしていない未届け浄化槽】  
平成14年度から一律5000円の補助を始めました。すでに申請された方には4月1日に補助券を発送します。まだ申請されていない方は、印鑑を持って受付場所までお越し下さい。  
受付時間 午前8時30分～午後5時(分正午・午後1時を除く)  
受付場所 環境保全課(境川クリーンセンター内)  
環境保全課722・2752

【平成13年度に第1号被保険者の資格を取得された方へ】  
平成13年度に65歳に達された方と他市から町田市に転入された方(年齢は65歳以上)の方で、平成14年4月1日現在、老齢・退職年金を受給していない、平成14年6月か平成15年5月までの間に18万円以上受給される方は、10月から特別徴収になります。年額保険料を4月・6月・8月・10月・12月に2回に分けて給される年金から特別徴収させていただきます。  
【特別徴収対象の方へ】  
平成13年度の保険料を年金から特別徴収(天引き)されている方は、原則として引き続き特別徴収されます。年額保険料を4月・6月・8月・10月・12月に2回に分けて給される年金から特別徴収させていただきます。  
【仮徴収と本徴収について】  
年額保険料の決定が6月になり、平成13年度の2月と同額になります。6月・8月の3回は、平成13年度の2月分と同額を特別徴収させていただきます(これを仮徴収といいますが、その後、決定した年額保険料から仮徴収した額を差し引いた残りの額を10月・12月の2回の3回に分けて特別徴収させていただきます(これを本徴収といいますが))。

### 平成14年度介護保険料(第1号被保険者)

段階	要件	年額保険料	仮徴収				本徴収			
			4月	6月	8月	10月	12月	2月		
第1	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	19800	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300	
第2	世帯全員が市民税非課税	29700	5000	5000	5000	4900	4900	4900	4900	
第3	本人が市民税非課税	39600	6600	6600	6600	6600	6600	6600	6600	
第4	市民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満	49500	8200	8200	8200	8300	8300	8300	8300	
第5	市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上	59400	9900	9900	9900	9900	9900	9900	9900	

4月、6月、8月の仮徴収の金額は13年度の2月と同額になります。

### 7月1日から スタートします

【9月分の会議等と10月分のホール(町田市市民フォーラム)は2003年1月分の使用分からはじめます】  
市民の皆さんが手軽に地域センター(上小山センター、鶴川集会所)を除く、町田市市民フォーラムのホール、会議室等を利用できるようにするため、施設案内予約システムをスタートさせます。  
各施設に設置する利用者用端末(タッチパネル型)や家庭の電話機、インターネットに接続されたパソコン、携帯電話を使って各施設

【町田市市民フォーラム】  
【9月分の会議等と10月分のホール(町田市市民フォーラム)は2003年1月分の使用分からはじめます】  
市民の皆さんが手軽に地域センター(上小山センター、鶴川集会所)を除く、町田市市民フォーラムのホール、会議室等を利用できるようにするため、施設案内予約システムをスタートさせます。  
各施設に設置する利用者用端末(タッチパネル型)や家庭の電話機、インターネットに接続されたパソコン、携帯電話を使って各施設

### 施設案内予約システム説明会開催日程

期日	会場	電話
4月12日(金)	木曾森野センター	725 4939
15日(月)	成瀬センター	727 0731
16日(火)	玉川学園文化センター	732 9372
17日(水)	南市民センター	795 3165
18日(木)	なるせ駅前市民センター	724 2511
18日(木)	町田市市民フォーラム	723 2891
19日(金)	つくし野センター	796 1955
21日(日)	町田市健康福祉会館	725 5471
22日(月)	木曾山崎センター	793 3030
23日(火)	堺市民センター	774 0003
24日(水)	忠生市民センター	791 2802
25日(木)	小山センター	798 1927
26日(金)	鶴川市民センター	735 5704

時間はいずれも午後1時45分から(ただし町田市市民フォーラムのみ午後7時から)です。

△窓口で配付し、あわせて登録受付の方法や受付開始日をお知らせします。  
各会場とも車での来場はご遠慮下さい。  
町市民活動振興課723・2891